

官報

号外

令和元年五月三十一日

第百九十八回 参議院会議録第二十二号

令和元年五月三十一日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第二十二号

令和元年五月三十一日

午前十時開議

第一 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第二 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案(厚生労働委員長提出)

第三 死因究明等推進基本法案(厚生労働委員長提出)

第四 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

令和元年五月三十一日 参議院会議録第二十二号

○議長(伊達忠一君) これより会議を開きます。

日程第一 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長山本博司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔山本博司君登壇、拍手〕

○山本博司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、市町村における合議制の機関の設置、制度の周知徹底等について定めようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院災害対策特別委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十三
賛成 二百二十三
反対 〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第二 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案

日程第三 死因究明等推進基本法案

(いずれも厚生労働委員長提出)

以上両案を一括して議題といたします。まず、提出者の趣旨説明を求めます。厚生労働委員長石田昌宏君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔石田昌宏君登壇、拍手〕

○石田昌宏君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案について申し上げます。

現在、自殺対策基本法においては、自殺対策のため、調査研究及びその成果の活用等を行うことが規定されており、国立精神・神経医療研究センターの自殺総合対策推進センターを中心に実施されております。

しかし、今後、自殺対策を一層充実させるためには、保健、医療のみならず福祉、教育、労働など、広く関連施策と連動した調査研究等や、地域レベルの実践的な自殺対策の取組への支援などを、総合的かつ適確に推進する仕組みの整備が重要となります。

こうした認識の下、本法律案を提出いたしました。

以下、本法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、調査研究及びその成果の活用等に関し、基本方針を定めるとともに、その体制整備に関し、国等が講ずる措置を定めております。

第二に、厚生労働大臣は、指定調査研究等法人を全国を通じて一個に限り指定することとし、その業務として、調査研究及び検証並びにその成果の提供等、地方公共団体に対する援助などを定めております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとしております。次に、死因究明等推進基本法案について申し上げます。

死因究明等については、生命の尊重と個人の尊厳の保持、紛争の未然防止等に資するものであり、公衆衛生の向上等の観点からも、その推進が図られることが極めて重要であります。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案及びその成果の活用等の推進に関する法律案外一件

しかし、我が国における死因究明の現状は、諸外国と比較しても十分な水準にあるとはいえない状況にあります。また、平成二十四年に制定された死因究明等の推進に関する法律は、失効から既に五年近くが経過しており、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための恒久法の制定が求められております。

これらの状況を踏まえ、本法律案を提出いたしました。

以下、本法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、総則的事項として、法律の目的、基本理念、国等の責務等について定めております。

第二に、死因究明等に関する基本的施策として、人材の育成、教育及び研究の拠点の整備、専門的な機関の全国的な整備等について定めております。

第三に、政府は死因究明等推進計画を定めなければならないこととともに、厚生労働省に死因究明等推進本部を置くこととしております。

なお、この法律は、令和二年四月一日から施行することとしております。

以上が、両法律案の趣旨及び内容の概要であります。

なお、両法律案は厚生労働委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十四

賛成

二百二十四

反対

〇

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕



○議長(伊達忠一君) 日程第四 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。財政金融委員長中西健治君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔中西健治君登壇、拍手〕

○中西健治君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、近年の情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応し、金融の機能に対する信頼の向上及び利用者保護を図るため、暗号資産交換業及び暗号資産を用いた新たな取引に関する制度の整備、金融機関の業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等を

追加すること等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、暗号資産を用いた取引に対する規制の在り方、暗号資産に関する問題事案の発生防止策、金融機関による顧客情報の提供業務の課題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門史紀史委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十二

賛成

二百六

反対

十六

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 日程第五 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長石井正弘君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔石井正弘君登壇、拍手〕

○石井正弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から中核市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、地方分権改革の意義及び提案募集方式の在り方、放課後児童健全育成事業の従うべき基準を参酌すべき基準とすることの是非及び職員の出遇改善の必要性、公立社会教育施設を地方公共団体の長が所管することの是非等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局した後、立憲民主党・民友会・希望の会及び国民民主党・新緑風会を代表して矢田理事より、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数の基準について、従うべき基準から参酌すべき基準に見直す児童福祉法の改正規定を削除することを内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の田村委員より原案に反対、修正案に賛成の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、本法律案に対し附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊達忠一君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕
○議長(伊達忠一君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕
○議長(伊達忠一君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十二
賛成 百八十
反対 四十二
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(伊達忠一君) 本日はこれにて散会いたします。
午前十時十四分散会

出席者は左のとおり。

議長 伊達 忠一君
副議長 郡司 彰君
議員
山添 拓君 杉尾 秀哉君
宮沢 由佳君 武田 良介君
難波 奨二君 小西 洋之君
石橋 通宏君 真山 勇一君

岩淵 友君	牧山ひろえ君	牧野たかお君	福岡 資麿君	三木 亨君
吉川 沙織君	江崎 孝君	石川 博崇君	西田 実仁君	堀井 巖君
有田 芳生君	倉林 明子君	山口那津男君	魚住裕一郎君	馬場 成志君
吉良よし子君	神本美恵子君	山本 順三君	片山さつき君	堂故 茂君
相原久美子君	川田 龍平君	衛藤 晟一君	藤井 基之君	長峯 誠君
野田 国義君	杉 久武君	山谷えり子君	舞立 昇治君	羽生田 俊君
仁比 聡平君	辰巳孝太郎君	滝波 宏文君	高野光二郎君	丸山 和也君
紙 智子君	斎藤 嘉隆君	古賀友一郎君	宮島 喜文君	丸川 珠代君
蓮 舫君	風間 直樹君	小野田紀美君	こやり隆史君	古川 俊治君
若松 謙維君	田村 智子君	佐藤 啓君	進藤金日子君	中川 雅治君
井上 哲士君	大門実紀史君	徳茂 雅之君	自見はなこ君	水落 敏栄君
白 眞勲君	芝 博一君	井上 義行君	渡邊 美樹君	松下 新平君
那谷屋正義君	山本 博司君	足立 敏之君	吉川ゆうみ君	石井みどり君
小池 晃君	市田 忠義君	山田 修路君	山下 雄平君	林 芳正君
山下 芳生君	鉢呂 吉雄君	太田 房江君	北村 経夫君	木村 義雄君
福島みずほ君	福山 哲郎君	上月 良祐君	大家 敏志君	中曾根弘文君
小川 勝也君	小川 敏夫君	酒井 庸行君	島村 大君	伊藤 孝恵君
長浜 博行君	山本 香苗君	高橋 克法君	三原じゅん子君	高木かおり君
高瀬 弘美君	竹内 真二君	藤川 政人君	長谷川 岳君	古賀 之士君
山田 宏君	阿達 雅志君	磯崎 陽輔君	中西 祐介君	森本 真治君
伊藤 孝江君	三浦 信祐君	宇都 隆史君	岩井 茂樹君	石上 俊雄君
熊野 正士君	朝日健太郎君	上野 通子君	二之湯 智君	清水 貴之君
小川 克巳君	今井絵理子君	石井 準一君	松村 祥史君	川合 孝典君
佐々木さやか君	宮崎 勝君	末松 信介君	関口 昌一君	木戸口英司君
河野 義博君	青山 繁晴君	西田 昌司君	青木 一彦君	山口 和之君
和田 政宗君	そのだ修光君	平野 達男君	有村 治子君	アトニ才猪米君
矢倉 克夫君	新妻 秀規君	宮沢 洋一君	松山 政司君	青木 愛君
井原 巧君	石井 正弘君	岡田 直樹君	橋本 聖子君	藤巻 健史君
石田 昌宏君	大野 泰正君	岡田 広君	愛知 治郎君	浅田 均君
大沼みずほ君	竹谷とし子君	金子原二郎君	鶴保 庸介君	羽田雄一郎君
秋野 公造君	横山 信一君	元榮太一郎君	藤木 眞也君	舟山 康江君
中西 健治君	赤池 誠章君	渡辺 猛之君	伊波 洋一君	行田 邦子君
江島 潔君	渡辺 誠之君	谷合 正明君	森屋 宏君	東 徹君
里見 隆治君	谷合 正明君	高階恵美子君	三宅 伸吾君	榛葉賀津也君
浜田 昌良君	佐藤 正久君			増子 輝彦君
野上浩太郎君				室井 邦彦君
				片山虎之助君

意書（石橋通宏君提出）（第六四号）

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

投資の促進及び保護に関する日本国とアルゼンチン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とクロアチア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律

中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律

放送法の一部を改正する法律

昨三十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

こやり隆史君

補欠

有村 治子君

令和元年五月三十一日 参議院会議録第二十二号

議長報告事項

野上浩太郎君
(国会法第四十二
条第二項ただし
書の規定による
もの)

宮本 周司君
牧山ひろえ君
榛葉賀津也君

総務委員
辞任
有村 治子君
太田 房江君
矢倉 克夫君

法務委員
辞任
青山 繁晴君
仁比 聡平君

外交防衛委員
辞任
末松 信介君
小西 洋之君

財政金融委員
辞任
山本 順三君

文教科学委員
辞任
今井絵理子君
小野田紀美君

農林水産委員
辞任
磯崎 陽輔君
佐々木さやか君

経済産業委員
辞任
石井 準一君
岡田 直樹君
谷合 正明君

中西 哲君
(国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの)

小野田紀美君
小西 洋之君
舟山 康江君

補欠
山下 雄平君
山本 順三君
若松 謙維君

補欠
岡田 直樹君
山添 拓君

補欠
堀井 巖君
牧山ひろえ君

補欠
太田 房江君

補欠
磯崎 陽輔君
石井 準一君

補欠
今井絵理子君
谷合 正明君

補欠
宮本 周司君
青山 繁晴君
佐々木さやか君

国土交通委員

辞任
二之湯武史君
堀井 巖君
山下 雄平君
舟山 康江君
若松 謙維君
山添 拓君

環境委員
辞任
吉田 博美君

予算委員
辞任
中西 哲君

辞任
森 まさこ君
渡邊 美樹君

農林水産委員会
理事 藤木 眞也君 (藤木眞也君の補欠)

国土交通委員会
理事 中泉 松司君 (中泉松司君の補欠)

理事 三浦 信祐君 (三浦信祐君の補欠)

同日委員長から次の議案が提出された。

同日議員から次の議案が提出された。

同日議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(難波獎二君発議)(参第二十九号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第四四号)

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第一号)

同日議長は、次の委員長提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案(厚生労働委員長提出)

死因究明等推進基本法案(厚生労働委員長提出)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(難波獎二君発議)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四九号)審査報告書

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(閣法第三七号)審査報告書

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

審査報告書

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和元年五月二十九日

災害対策特別委員長 山本 博司

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、市町村における合議制の機関の設置、制度の周知徹底等について定めようとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法律施行による減収見込額は、約六十億円である。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

令和元年五月二十八日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 災害援護資金の貸付け(第十

条(第十五条)を「第四章 災害援護資金の貸付け(第十条(第十七条)に改める。

第十一条中「第十三条第一項」の下に、「第十四条第一項、第十六条、第十八条及び附則第二条第一項を加える。

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(報告等)

第十六条 市町村は、この法律の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するかどうかを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又はその保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

第十三条第一項中「又は精神」を「精神」に改め、「認められるとき」の下に「又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたとき」を加え、同項ただし書中「政令で定める場合」を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同項に次の各号を加える。

一 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還することができると認められるとき。

(償還金の支払猶予)

第十三条 市町村は、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になつたと認められるときは、償還金の支払を猶予することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により償還金の支払が猶予されたときは、災害援護資金の利子の計算については、当該償還金の支払によつて償還されるべきであつた災害援護資金は、猶予前の支払期日に償還されたものとみなす。

本則に次の一章を加える。

第五章 雑則

(市町村における合議制の機関)

第十八条 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(制度の周知徹底)

第十九条 国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けに関する制度の周知徹底を図るものとする。

附則第二項を削り、附則第一項を附則第一条とし、附則に次の三条を加える。

(被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日前に生じた災害に係る償還免除の特例)

第二条 市町村は、被災者生活再建支援法(平成

十年法律第六十六号)附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第十六条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付け金の償還を免除するものとする。

3 国は、指定都市又は都道府県が第一項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付け金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付け金の償還を免除するものとする。

(平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権に関する特例)

第三条 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、市町村が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、都道府県は、当該市町村に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額に相当する額の貸付け金の償還を免除するものとする。

2 国は、都道府県が前項の規定により貸付金の償還を免除したときは、当該都道府県に対し、その免除した金額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

3 平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、指定都市が、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後、当該地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときは、国は、当該指定都市に対し、当該保証人の保証を受けた者であつて第一項の内閣府令で定める事由があるものの災害援護資金の償還未済額の三分の二に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

(財務大臣との協議)

第四条 内閣総理大臣は、附則第二条第一項又は前条第一項の内閣府令を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和元年八月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

第二条 内閣総理大臣は、この法律による改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律(以下「新法」という。)附則第二条第一項又は第三条第一項の内閣府令を定めようとするときは、この法律の施行の日前においても、財務大臣に協議することができる。

(経過措置)

第三条 この法律の施行前に市町村(特別区を含む。次条において同じ。)が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。これに基づく命令を含む。

む。)の規定によりした新法附則第二条第一項に規定する災害に係る災害援護資金に係る債務の免除(同項に規定する場合にされたものに限る。)は、同項の規定による免除とみなす。

第四条 新法附則第三条の規定は、この法律の施行前に、市町村が、平成三十一年四月一日前に生じた災害に係る災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人に対して有する権利について、当該災害援護資金の償還期間の終期から十年を経過した後、当該地方自治法の規定により議会の議決を経て当該権利を放棄したときにも適用する。(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第五条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第百三条第一項中「第十三条第一項」を「第十四条第一項」に改める。

自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案

提出者 厚生労働委員長 石田 昌宏
参議院議長 伊達 忠一殿
提出者 令和元年五月三十日

自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、自殺対策基本法(平成十八年法律第八十五号)の趣旨にのっとり、自殺対

策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関し、基本方針を定めるとともに、そのための体制の整備について指定調査研究等法人の指定その他必要な事項を定めることにより、自殺対策の一層の充実を図ることを目的とする。

(調査研究及びその成果の活用等の基本方針)

第二条 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するために自殺対策基本法第十五条第一項の規定により行われる自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況にに応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用並びに自殺対策についての先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供(以下「調査研究及びその成果の活用等」という。)は、次に掲げる基本方針に基づき、行われるものとする。

一 自殺対策が生ずることの包括的な支援として行われるべきものであることに鑑み、これを必要とする者がその居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けることができるようになることを目指し、国及び地方公共団体の適切な役割分担及び相互の協力の下、総合的かつ確実に推進されること。

二 地域の状況に応じた自殺対策の在り方に関する調査研究が計画的かつ継続的に行われ、その成果が各地方公共団体において適切に活用されるときに、それぞれの地域の実情を反映した実践的かつ効果的な自殺対策につながるものとなるようにすること。

三 自殺対策と保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携について十分な配慮がなされたものとなること。

四 国の関係行政機関、地方公共団体、指定調査研究等法人(第四条第一項に規定する指定調査研究等法人をいう。次条において同じ。)、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下、円滑かつ効果的に実施されること。

五 自殺対策の実施の状況及びその効果に関する総合的かつ定期的な検証が行われ、自殺対策の策定及び実施に当たりその結果の適切な活用が図られること。

六 個人情報保護の確保について適正な配慮がなされること。

七 調査研究が最新の科学的な知見を踏まえた専門的なものとなるよう、その水準の向上に努めるとともに、調査研究に関する国際的な連携の確保及び国際協力の推進に努めること。

(調査研究及びその成果の活用等を行うための体制の整備)

第三条 国は、前条に定める基本方針(次項及び第八条第二項において「基本方針」という。)に基づき調査研究及びその成果の活用等を行うため、その体制の整備に関し、次条第一項の規定による指定調査研究等法人の指定のほか、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

一 指定調査研究等法人の業務が円滑かつ効果的に行われるための環境の整備

二 地方公共団体、指定調査研究等法人、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者との連携協力体制の整備

三 調査研究及びその成果の活用等における個人情報保護の適正な取扱いの確保のための措置

四 調査研究に関する国際的な連携の確保及び国際協力の推進のための措置 五 地方公共団体が次項の規定により講ずる措置に対する支援 2 地方公共団体は、基本方針に基づき調査研究及びその成果の活用等を行うため、その体制の整備に関し、その地域の実情に応じ、地域における調査研究及びその成果の活用等を行うための拠点の整備、指定調査研究等法人、他の地方公共団体その他の関係者との連携協力体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。 (指定調査研究等法人の指定等) 第四条 厚生労働大臣は、一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務(以下「調査研究等業務」という。)を適正かつ確実に行うことができると思われるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、指定調査研究等法人として指定することができる。 2 厚生労働大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地を公示しなければならない。 3 指定調査研究等法人は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。 4 厚生労働大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。 (指定調査研究等法人の業務) 第五条 指定調査研究等法人は、次に掲げる業務を行うものとする。 一 自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心	自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案 の健康の保持増進についての調査研究及び検証を行い、並びにその成果を提供し、及びその成果の活用を促進すること。 二 前号に規定する調査研究及び検証を行う者に対して助成を行うこと。 三 自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うこと。 四 地域の状況に応じた自殺対策の策定及び実施について、地方公共団体に対し、助言その他の援助を行うこと。 五 自殺対策について、地方公共団体の職員、自殺対策に係る活動を行う民間の団体の職員その他の関係者に対する研修を行うこと。 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 (地方公共団体との連携) 第六条 指定調査研究等法人は、地方公共団体の自殺対策に係る調査研究等業務を行うに当たっては、その円滑かつ効果的な実施を図るため、地方公共団体との連携に努めるものとする。 (秘密保持義務) 第七条 指定調査研究等法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なく、調査研究等業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 第八条 指定調査研究等法人は、毎事業年度、厚生労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。 2 前項の事業計画書は、基本方針に基づき、かつ、自殺総合対策大綱(自殺対策基本法第十二条に規定する自殺総合対策大綱をいう。)の内容	を踏まえて定めなければならない。 3 指定調査研究等法人は、厚生労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。 (報告及び立入検査) 第九条 厚生労働大臣は、調査研究等業務の適正な運営を確保するために必要限度において、指定調査研究等法人に対し、調査研究等業務に関し報告若しくは資料の提出をさせ、又は当該職員に、指定調査研究等法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (改善命令) 第十条 厚生労働大臣は、指定調査研究等法人の調査研究等業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、指定調査研究等法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 (指定の取消) 第十一条 厚生労働大臣は、指定調査研究等法人が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。 2 厚生労働大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。	(情報提供その他の配慮) 第十二条 国及び地方公共団体は、指定調査研究等法人に対して、調査研究等業務の適確な実施に必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。 (交付金) 第十三条 国は、予算の範囲内において、指定調査研究等法人に対し、調査研究等業務に要する費用の全部又は一部に相当する金額を交付することができる。 (厚生労働省令への委任) 第十四条 第四条から前条までに定めるもののほか、指定調査研究等法人に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 (罰則) 第十五条 第七条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 第十六条 第九条第一項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたときは、その違反行為をした指定調査研究等法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。 2 指定調査研究等法人の役員又は職員が指定調査研究等法人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、指定調査研究等法人に対しても、同項の刑を科する。 附 則 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
---	--	--	--

死因究明等推進基本法案
右の議案を提出する。

令和元年五月三十日

提出者

厚生労働委員長 石田 昌宏
参議院議長 伊達 忠一殿

死因究明等推進基本法

目次

第一章 総則(第一条―第九条)

第二章 基本的施策(第十条―第十八条)

第三章 死因究明等推進計画(第十九条)

第四章 死因究明等推進本部(第二十条―第二十九条)

第五章 死因究明等推進地方協議会(第三十条)

第六章 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度(第三十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、死因究明等に関する施策に
関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等
の責務を明らかにし、死因究明等に関する施策
の基本となる事項を定め、並びに死因究明等に
関する施策に関する推進計画の策定について定
めるとともに、死因究明等推進本部を設置する
こと等により、死因究明等に関する施策を総合
的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して
暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が
保持される社会の実現に寄与することを目的と
する。

(定義)

第二条 この法律において「死因究明」とは、死亡
に係る診断若しくは死体(妊娠四月以上の死胎
を含む。以下同じ。)の検案若しくは解剖又はそ
の検視その他の方法によりその死亡の原因、推

定年月日時及び場所等を明らかにすることをい
う。

2 この法律において「身元確認」とは、死体の身
元を明らかにすることをいう。

3 この法律において「死因究明等」とは、死因究
明及び身元確認をいう。
(基本理念)

第三条 死因究明等の推進は、次に掲げる死因究
明等に関する基本的認識の下に、死因究明等が
地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、
死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究
明等に関する施策について達成すべき目標を定
めて、行われるものとする。

一 死因究明が死者の生存していた最後の時点
における状況を明らかにするものであることに
鑑み、死者及びその遺族等の権利利益を踏
まえてこれを適切に行うことが、生命の尊重
と個人の尊厳の保持につながるものであるこ
と。

二 死因究明の適切な実施が、遺族等の理解を
得ること等を通じて人の死亡に起因する紛争
を未然に防止し得るものであること。

三 身元確認の適切な実施が、遺族等に死亡の
事実を知らせること等を通じて生命の尊重と
個人の尊厳の保持につながるものであること
も、国民生活の安定及び公共の秩序の維持
に資するものであること。

四 死因究明等が、医学、歯学等に関する専門
的科学的知見に基づいて、診療において得ら
れた情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正
に行われなければならないものであること。

2 死因究明の推進は、高齢化の進展、子どもを
取り巻く環境の変化等の社会情勢の変化を踏ま
えつつ、死因究明により得られた知見が疾病の
予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及
び増進に資する情報として広く活用されること

となるよう、行われるものとする。

3 死因究明の推進は、災害、事故、犯罪、虐待
その他の市民生活に危害を及ぼす事象が発生し
た場合における死因究明がその被害の拡大及び
予防可能な死亡である場合における再発の防止
その他適切な措置の実施に寄与することとなる
よう、行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」
という。)にのっとり、死因究明等に関する施策
を総合的に策定し、及び実施する責務を有す
る。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、
死因究明等に関する施策に関し、国との適切な
役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域
の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責
務を有する。

(大学の責務)

第六条 大学は、基本理念にのっとり、大学にお
ける死因究明等に関する人材の育成及び研究を
自主的かつ積極的に行うよう努めるものとな
る。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、大学、医療機関、関
係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に
関係する者は、死因究明等に関する施策が円滑
に実施されるよう、相互に連携を図りながら協
力しなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、この法律の目的を達成するた
め、必要な法制上又は財政上の措置その他の措
置を講じなければならない。

(年次報告)

第九条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた死
因究明等に関する施策について報告しなければ

ならない。

第二章 基本的施策

(死因究明等に係る人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、死因究明等に関
する専門的知識を有する人材を確保することが
できるよう、医師、歯科医師等の養成課程にお
ける死因究明等に関する教育の充実、死因究明
等に係る医師、歯科医師等に対する研修その他
の死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の
育成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確
保に必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、警察等(警察その他
その職員が司法警察職員として死体の取扱いに
関する業務を行う機関をいう。以下同じ。)にお
ける死因究明等が正確かつ適切に行われるよ
う、死因究明等に係る業務に従事する警察官、
海上保安官及び海上保安官補等の人材の育成及
び資質の向上に必要な施策を講ずるものとな
る。

(死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整
備)

第十一条 国及び地方公共団体は、死因究明等
に関する専門的知識を受けた人材の確保及び研究
の蓄積が精度の高い死因究明等の実施にとって
不可欠であることに鑑み、大学等における死因
究明等に関する教育研究施設の整備及び充実そ
の他の死因究明等に関する教育及び研究の拠点
の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(備)

第十二条 国及び地方公共団体は、死因究明等が
地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、
相互に連携を図りながら協力しつつ、法医学、
歯科法医学等に関する知見を活用して死因究明
等を行う専門的な機関を全国的に整備するため
に必要な施策を講ずるものとする。

(警察等における死因究明等の実施体制の充実)
第十三条 国及び地方公共団体は、警察等における死因究明等が正確かつ適切に行われるよう、警察等における死体に係る捜査、検視、死因及び身元を明らかにするための調査等の実施体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(死体の検案及び解剖等の実施体制の充実)
第十四条 国及び地方公共団体は、医師等による死体の解剖が死因究明を行うための方法として最も有効な方法であることを踏まえつつ、医師等が行う死因究明が正確かつ適切に行われるよう、医師等による死体の検案及び解剖等の実施体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(死因究明のための死体の科学調査の活用)
第十五条 国及び地方公共団体は、死因究明のための死体の科学調査(死因を明らかにするため死体に対して行う病理学的検査、薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断(磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断すること)をいう。以下この条において同じ。)その他の科学的な調査をいう。以下この条において同じ。)の有用性に鑑み、病理学的検査並びに薬物及び毒物に係る検査の実施体制の整備、死因究明に係る者の間における死亡時画像診断を活用するための連携協力体制の整備その他の死因究明のための死体の科学調査の活用を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備)
第十六条 国及び地方公共団体は、身元確認のための死体の科学調査(身元を明らかにするため死体に対して行う遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他の科学的な調査をいう。)が大規模な災害時よりもより平時においても極めて重要であることに鑑み、その充実に図るとともに、歯科診療に関する情報の標準化の促進並びに当該標準化されたデータの複製の作成、蓄積及び管理その他の身元確認に係るデータベースの整備に必要な施策を講ずるものとする。

(死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進)
第十七条 国及び地方公共団体は、死因究明等に関する施策の適切な実施に資するよう、死者及びその遺族等の権利利益に配慮しつつ、警察等、法医学に関する専門的な知識経験を有する医師又は歯科医師、診療に従事する医師又は歯科医師、保健師、看護師その他の医療関係者等が死因究明により得られた情報を相互に共有し、及び活用できる体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、遺族等の心情に十分配慮しつつ、死因究明により得られた情報を適時に、かつ、適切な方法で遺族等に説明することを促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の適切な管理)
第十八条 国及び地方公共団体は、死者及びその遺族等の権利利益に配慮して、死因究明等により得られた情報の適切な管理のために必要な施策を講ずるものとする。

第三章 死因究明等推進計画
第十九条 政府は、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、死因究明等に関する施策に関する推進計画(以下「死因究明等推進計画」という。)を定めなければならない。

2 死因究明等推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 死因究明等の到達すべき水準、死因究明等の施策に関する大綱その他の基本的な事項

二 死因究明等に関し講ずべき施策
三 前二号に掲げるもののほか、死因究明等に関する施策を推進するために必要な事項
死因究明等推進計画に定める前項第二号の施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 厚生労働大臣は、死因究明等推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
5 厚生労働大臣は、閣議の決定があつたときは、遅滞なく、死因究明等推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、死因究明等推進計画の円滑な実施を図るため、その実施に要する経費に関し必要な資金を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

7 政府は、死因究明等に関する施策の進捗状況等を踏まえ、三年に一回、死因究明等推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

8 第四項及び第五項の規定は、死因究明等推進計画の変更について準用する。

第四章 死因究明等推進本部
(設置及び所掌事務)
第二十条 厚生労働省に、特別の機関として、死因究明等推進本部(以下「本部」という。)を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 死因究明等推進計画の案を作成すること。
二 死因究明等に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、死因究明等に関する施策に関する重要事項について調査審議するとともに、死因究明等に関する施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証

し、評価し、及び監視すること。

(組織)
第二十一条 本部は、死因究明等推進本部長及び死因究明等推進本部長十人以上をもって組織する。

(死因究明等推進本部長)
第二十二条 本部の長は、死因究明等推進本部長(以下「本部長」という。)とし、厚生労働大臣をもって充てる。

(死因究明等推進本部長)
第二十三条 本部に、死因究明等推進本部長(以下「本部長」という。)を置く。

2 本部長は、次に掲げる者をもって充てる。
一 厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
二 死因究明等に関し優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する者
前項第二号の本部長は、非常勤とする。

(専門委員)
第二十四条 本部に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

(幹事)
第二十五条 本部に、幹事を置き、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 幹事は、本部の所掌事務について、本部長及び本部長を助ける。
(資料提出の要求等)
第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に

必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(本部の運営の在り方)

第二十七条 本部の運営については、第二十三条第二項第二号の本部員の有する知見が積極的に活用され、本部員の間で充実した意見交換が行われることとなるよう、配慮されなければならない。

(事務局)

第二十八条 本部の事務を処理させるため、本部に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

4 事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第二十九条 この章に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 死因究明等推進地方協議会

第三十条 地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。

第六章 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度

第三十一条 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度については、別に法律で定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後三年を目途として、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等の在り方その他のあるべき死因究明等に係る制度について検討を加えるものとする。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第三条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条の二の下に」「第十六条の四」を加える。

第四条 第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 死因究明等推進基本法(令和元年法律第 号)第十九条第一項に規定する死因究明等推進計画の策定及び推進に関すること。

第十六条の二の見出しを「設置」に改め、同条第一項中「自殺総合対策会議」を「次のとおり」に改め、同項に次のように加える。

死因究明等推進本部
自殺総合対策会議

第十六条の二第二項を削り、第三章第四節中同条の次に次の二条を加える。

(死因究明等推進本部)

第十六条の三 死因究明等推進本部については、死因究明等推進基本法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(自殺総合対策会議)

第十六条の四 自殺総合対策会議については、自殺対策基本法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第十八条 第一項中「第十七号まで」を「第十六号まで、第十七号」に改める。

審査報告書

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

令和元年五月三十日

財政金融委員長 中西 健治

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応し、金融の機能に対する信頼の向上及び利用者等の保護等を図るため、暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等の金融機関の業務への追加、店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に係る規定の整備等の措置を講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認め

る。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法律施行に伴い、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 近年における暗号資産及びICO(イニシャル・コイン・オファリング)取引の実態等を踏まえ、利用者保護等の観点から、実効性のある検査及び監督体制を整備すること。

その際、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の整備に努めること。

二 暗号資産、電子記録移転権利及びそれらを支えるブロックチェーン技術は、デジタル化・ネットワーク化が進展する新しい時代の中において特に先進的かつ革新的な技術とその適用であることを踏まえ、本法により整備される各種規定の運用に際しては、民間部門が過度に萎縮することがないよう法解釈の周知徹底に努めることとともに、基礎となるブロックチェーン技術の開発及び提供によるイノベーションにも十分留意すること。

三 暗号資産、電子記録移転権利についての政府令等を定めるに当たっては、規制対象事業の実態を考慮し、整合的かつ合理的に実施可能な制度を全体として構築するよう努めること。

四 暗号資産、電子記録移転権利については、特定の地方公共団体域内や企業内、専ら事業者間において利用されるものなど多様な利用場面が想定されるほか、暗号資産交換業者の業態やICOについても、広く一般人を対象とするものから適格機関投資家等一定の知識経験を有する者のみを対象とするものなど、多様なものが想定される。本法の運用に当たっては、こうした多様性に配慮して、暗号資産の利用目的や利用対象者の関係で過度な規制とならないよう注視し、必要に応じ適切に対応すること。

五 技術革新による金融サービスの急速な変化に対応し、適切な金融規制体系を構築する観点から、必要に応じて行政当局による監督権限の行使を可能とする法令に基づく規制と、環境変化に応じて柔軟かつ機動的な対応を行い得る自主規制団体が策定する自主規制の連携を十分に図るよう努めること。

六 暗号資産、電子記録移転権利については、クロスボーダー取引が盛んに行われている実態に鑑み、G20各国の規制動向を十分に把握するとともに各国と連携し、国際的に調和のとれた規制体系となるよう適時に見直しを行うこと。

七 I C O の会計処理等は、発行されるトークンの性質に応じて異なるものと考えられるため、国際的な議論を勘案しつつ、会計処理等の考え方について整理のうえ、ガイドラインの策定等の必要な対策を講ずること。

八 附則第三十二条の検討を行うに当たっては、法的安定性の確保及び利用者保護の一層の確保のために、暗号資産、電子記録移転権利等の移転その他の権利義務関係といった私法上の取扱いの明確化も含めた検討を行うこと。

九 地方公共団体が暗号資産及び電子記録移転権利を資金調達的手段として適切に利用することができるようになるための方策について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十 暗号資産及び電子記録移転権利の譲渡、暗号資産を用いたデリバティブ取引等に係る所得に對する所得税等の課税の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十一 金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集及び同条第四項に規定する有価証

券の売出しに對する規制の在り方について、電子記録移転権利の取引の実態を踏まえた検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十二 他人のために暗号資産の管理のみを業として行う者に対する規制の在り方について、マネー・ローンドリング及びテロ資金供与対策という国際的要請に応えつつ、可能な限り暗号資産交換業の利用者の利便性の向上に資する観点から検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十三 八から十二までの各項の検討及び措置を行うに際しては、暗号資産及び電子記録移転権利並びにそれらの基礎となる技術が我が国の産業の高度化に資する可能性があることを踏まえ、法規制がこれらの技術の開発及び応用を過度に制限することがないように配慮すること。

十四 金融機関の顧客情報を第三者に提供する業務については、個人情報等の有用性に配慮しつつ、センシティブ情報を含む個人情報の保護が図られるよう万全を期すとともに、十分な検査・監督体制の整備に努めること。

十五 金融機関の顧客情報を第三者に提供する際の当該顧客の同意においては、提供先である第三者の範囲、当該第三者における利用目的及び提供される個人情報等の内容について、当該顧客が理解した上で同意に関する判断を行うことができ、かつ、その意思を明確に反映できる方法により行われるようガイドライン等を適切に策定するとともに、検査・監督によりその実効性を確保し、当該顧客の利便が損なわれることがないようにすること。

右決議する。

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

令和元年五月二十一日

衆議院議長 大島 理森

参議院議長 伊達 忠一殿

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案
情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律

等の一部を改正する法律

(資金決済に関する法律の一部改正)

第一条 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「仮想通貨」を「暗号資産」に、「第六十三条の二十一」を「第六十三条の十九の二」に改める。

第一条中「仮想通貨の交換等」を「暗号資産の交換等」に改める。

第二条第五項中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第三項に規定する電子記録移転権利を表示するものを除く。

第二条第七項中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に、「仮想通貨の交換等」を「暗号資産の交換等」に、「いう」を「い」、「暗号資産の管理」とは、第四号に掲げる行為をいうに改め、同項第一号中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、

同項第三号中「又は仮想通貨」を削り、同項に次の一号を加える。

四 他人のために暗号資産の管理をすること(当該管理を業として行うことにつき他の法律に特別の規定のある場合を除く。)

第二条第八項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条第九項中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条第十四項中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条第十五項中「仮想通貨交換業務」を「暗号資産交換業務」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第四十条第一項第六号中「若しくは名称」を削る。

第三章の二の章名を次のように改める。

第三章の二 暗号資産

第六十三条の二の見出しを「暗号資産交換業者の登録」に改め、同条中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

第六十三条の三第一項第三号中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同項第四号中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に、「第六十三条の五第一項第十号」を「第六十三条の五第一項第十一号」に改め、同項第六号中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に改め、同項第七号中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同項第八号及び第九号並びに同条第二項中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

第六十三条の四の見出し並びに同条第一項及び第三項中「仮想通貨交換業者登録簿」を「暗号資産交換業者登録簿」に改める。

第六十三条の五第一項第一号及び第二号中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換

業者」に改め、同項第三号及び第四号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同項第十号中「外国仮想通貨交換業者」を「外国暗号資産交換業者」に改め、同号イ中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同号ニ中「この法律」の下に「金融商品取引法」を加え、同号ホ中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「この法律」の下に「金融商品取引法」を加え、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、「若しくは名称」を削り、同号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 暗号資産交換業者をその会員(第八十七条第二号に規定する会員をいう。)とする認定資金決済事業者協会に加入しない法人であつて、当該認定資金決済事業者協会の定款その他の規則(暗号資産交換業者の利用者の保護又は暗号資産交換業者の適正かつ確実な遂行に関するものに限る。)に準ずる内容の社内規則を作成していないもの又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していないもの

第六十三条の六第二項中「前項」を「前二項」に、「仮想通貨交換業者登録簿」を「暗号資産交換業者登録簿」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、「とき」の下に「(前項の規定による届出をした場合を除く。)」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

暗号資産交換業者は、第六十三条の三第一項第七号又は第八号に掲げる事項のいずれかを変更しようとするとき(暗号資産交換業者の

利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業者の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがない場合として内閣府令で定める場合を除く。)は、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第六十三条の七中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第六十三条の八中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第六十三条の九中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(暗号資産交換業者の広告)

第六十三条の九の二 暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に関して広告をするときは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 暗号資産交換業者の商号

二 暗号資産交換業者である旨及びその登録番号

三 暗号資産は本邦通貨又は外国通貨ではないこと。

四 暗号資産の性質であつて、利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして内閣府令で定めるもの

(禁止行為)

第六十三条の九の三 暗号資産交換業者又はその役員若しくは使用人は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暗号資産交換業者の利用者を相手方として第二条第七項各号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結又はその勧誘(第三号において「暗号資産交換契約の締結等」

という。)をするに際し、虚偽の表示をし、又は暗号資産の性質その他内閣府令で定める事項(次号において「暗号資産の性質等」という。)についてその相手方を誤認させるような表示をする行為

二 その行う暗号資産交換業に関して広告をするに際し、虚偽の表示をし、又は暗号資産の性質等について人を誤認させるような表示をする行為

三 暗号資産交換契約の締結等をするに際し、又はその行う暗号資産交換業に関して広告をするに際し、支払手段として利用する目的ではなく、専ら利益を図る目的で暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換を行うことを助長するような表示をする行為

四 前三号に掲げるもののほか、暗号資産交換業の利用者の保護に欠け、又は暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとして内閣府令で定める行為

第六十三条の十中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「その取り扱う仮想通貨と本邦通貨又は外国通貨との誤認を防止するための」を「暗号資産の性質に関する」に、「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に、「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同条に次の一項を加える。

2 暗号資産交換業者は、暗号資産交換業の利用者に信用を供与して暗号資産の交換等を行う場合には、前項に規定する措置のほか、内閣府令で定めるところにより、当該暗号資産の交換等に係る契約の内容についての情報の提供その他の当該暗号資産の交換に係る業務の利用者の保護を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

第六十三条の十一第二項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に、「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に、「金銭又は仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該暗号資産交換業者は、利用者の暗号資産(利用者の利便の確保及び暗号資産交換業の円滑な遂行を図るために必要なものとして内閣府令で定める要件に該当するものを除く。)を利用者の保護に欠けるおそれが少ないものとして内閣府令で定める方法で管理しなければならない。

第六十三条の十一第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

暗号資産交換業者は、その行う暗号資産交換業に関して、暗号資産交換業の利用者の金銭を、自己の金銭と分別して管理し、内閣府令で定めるところにより、信託会社等に信託しなければならない。

第六十三条の十一の次に次の一条を加える。

(履行保証暗号資産)

第六十三条の十一の二 暗号資産交換業者は、前条第二項に規定する内閣府令で定める要件に該当する暗号資産と同じ種類及び数量の暗号資産(以下この項、第六十三条の十九の二第一項及び第百八条第三号において「履行保証暗号資産」という。)を自己の暗号資産として保有し、内閣府令で定めるところにより、履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理しなければならない。この場合において、当該暗号資産交換業者は、履行保証暗号資産を利用者の保護に欠けるおそれが少

二号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第八十八条第一号から第三号まで及び第五号から第八号までの規定、第九十条第二項並びに

第九十一条第一項中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

第九十二条第一項、第九十七条及び第九十九条第一項第八号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

第百一条第二項の表第五十二条の六十三第一項の項中「資金決済に関する法律」の下に「平成二十一年法律第五十九号」を加え、同表第五十

二条の七十三第三項第二号の項中「仮想通貨交換業務」を「暗号資産交換業務」に改める。

第一百三三条中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産

交換業者」に改める。

第一百七条第五号及び第六号中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

第百八条第二号を次のように改める。

二 第六十三条の十一第一項の規定に違反して利用者の金銭を自己の金銭と分別して管

理せず、若しくは信託しなかつた者又は同条第二項前段の規定に違反して利用者の暗号資産を自己の暗号資産と分別して管理し

なかつた者

第百八条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同条第三号中「仮想通貨交換業」を

「暗号資産交換業」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

に違反して、履行保証暗号資産を保有せず、又は履行保証暗号資産を履行保証暗号資産以外の自己の暗号資産と分別して管理

しなかつた者
第百九条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

第百九条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

つては、その旨

イ 当該権利についての第二条第八項第一号から第十号までに掲げる行為又は当該デリバティブ取引についての同項第一号から第五号までに掲げる行為

ロ 第二条第八項第十二号、第十四号又は第十五号に掲げる行為

九 暗号資産又は金融指標(暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。)に係るデリバティブ取引についての次に掲げる行為を業として行う場合にあつては、その旨

イ 第二条第八項第一号から第五号までに掲げる行為

ロ 第二条第八項第十二号、第十四号又は第十五号に掲げる行為

第二十九条の四第一項第一号ハ中「平成十六年法律第百五十四号」の下に「資金決済に関する法律」を加え、同項第四号中「(個人である場合を除く。)」を削り、同号イ中「満たない者」を「満たない法人」に改め、同号ロ中「有しない者」を「有しない法人」に改める。

第二十九条の四の二第十項中「第二条第一項第九号」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第二条第一項第九号に掲げる有価証券
二 第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五号又は第六号に掲げる権利(電子記録移転権利に該当するものに限る。)

第二十九条の四の三第四項中「権利」の下に「(電子記録移転権利に該当するものを除く。)」を加える。

第三十一条第一項中「及び第七号ロ」を「第七号ロ、第八号及び第九号」に改め、同条第三項中「方法」の下に「のうち、同条第一項第八号

又は第九号に規定する行為に係るものであつて公益又は投資者保護のため特に必要なものとして内閣府令で定めるもの(以下この項及び第三十三条の六第三項において「特定業務内容等」という。)について変更をしようとするときはあらかじめ、特定業務内容等以外のものを、「とき」の下に「遅滞なく」を加え、「遅滞なく」を削り、同条第四項中「又は第七号ロ」を「第七号ロ、第八号又は第九号」に改める。

第三十三条第二項第一号中「第四号の政令で定める権利」を「同項第三号若しくは第四号に掲げる権利又は電子記録移転権利であつて政令で定めるもの」に改め、同項第四号中「及び第二項第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号及び第四号に掲げる権利であつて政令で定めるもの」を削る。

第三十三条の五第一項第二号中「信託業法」の下に「資金決済に関する法律」を加える。

第三十三条の六第三項中「方法」の下に「のうち、特定業務内容等について変更をしようとするときはあらかじめ、特定業務内容等以外のものを、「とき」の下に「遅滞なく」を加え、「遅滞なく」を削る。

第三十五条第一項第十三号中「資産」の下に「(暗号資産を除く。第十五号及び次項第六号において同じ。)」を加え、同項に次の一号を加える。

十六 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供することその他当該金融商品取引業者の保有する情報を第三者に提供することであつて、当該金融商品取引業者の行う金融商品取引業の高度化又は当該金融商品取引業者の利用者の利便の向上に資するものの第八号に掲げる行為に該当するものを除く。

を第七款とし、第五款の次に次の一款を加える。

第六款 暗号資産関連業務に関する特別

第四十三条の六 金融商品取引業者等は、暗号資産関連業務(暗号資産に関する内閣府令で定める金融商品取引行為(次項において「暗号資産関連行為」という。)を業として行うことをいう。同項において同じ。)を行うときは、内閣府令で定めるところにより、暗号資産の性質に関する説明をしなければならない。

2 金融商品取引業者等又はその役員若しくは使用人は、その行う暗号資産関連業務に関して、顧客を相手方とし、又は顧客のために暗号資産関連行為を行うことを内容とする契約の締結又はその勧誘をするに際し、暗号資産の性質その他内閣府令で定める事項についてその顧客を誤認させるような表示をしてはならない。

第六十三条第十一項中「第四十二条の七」の下に「第四十三条の六」を加える。

第六十六條の十五中「並びに第四十条」を「第四十条並びに第四十三条の六」に改める。

「第四十条並びに第四十三条の六」に改める。

第百五十八條中「第百九十七條第二項」を「第百九十七條第二項第一号」に改める。

第百五十九條第一項中「誤解させる等」を「誤解させる目的その他の」に改める。

第百七十三條第一項第三号中「第二条の二第一項」を「第二条の三第一項」に改める。

第六章の二の次に次の一章を加える。

第六章の三 暗号資産の取引等に関する規制

(不正行為の禁止)

第百八十五條の二十二 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 暗号資産の売買(デリバティブ取引に該

当するものを除く。以下この章及び第百九十七條第二項第二号において同じ。)その他の取引又はデリバティブ取引等(暗号資産又は金融指標(暗号資産の価格及び利率等並びにこれらに基づいて算出した数値に限る。次条第一項及び第百八十五條の二十四第一項において「暗号資産関連金融指標」という。)に係るものに限る。以下この条、次条及び同号において「暗号資産関連デリバティブ取引等」という。)について、不正の手段、計画又は技巧をすること。

二 暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等について、重要な事項について虚偽の表示があり、又は誤解を生じさせないために必要な重要な事実の表示が欠けている文書その他の表示を使用して金銭その他の財産を取得すること。

三 暗号資産の売買その他の取引又は暗号資産関連デリバティブ取引等を誘引する目的をもつて、虚偽の相場を利用すること。

2 第百五十七條の規定は、暗号資産関連デリバティブ取引等については、適用しない。

(風説の流布、偽計、暴行又は脅迫の禁止)

第百八十五條の二十三 何人も、暗号資産の売買その他の取引若しくは暗号資産関連デリバティブ取引等のため、又は暗号資産等(暗号資産若しくはオプシオン(暗号資産又は暗号資産関連金融指標に係るものに限る。次条第一項第三号において「暗号資産関連オプシオン」という。))又はデリバティブ取引に係る暗号資産関連金融指標をいう。次項、同条第二項第一号及び第二号並びに第百九十七條第二項第二号において同じ。)の相場の変動を図る目的をもつて、風説を流布し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をしてはならない。

2 第百五十八條の規定は、暗号資産関連デリ

ただし、参考人の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、搜索をすることができる。

第二百十一条第五項中「又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押え」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「臨検すべき」を「犯則嫌疑者の氏名(法人については、名称)、罪名並びに臨検すべき物件若しくは」に、「場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件」を「身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者」に改め、同項後段を削り、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 第二項の場合においては、許可状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

第二百十一条第三項中「許可状」の下に「第二百二十二条の三第四項及び第五項を除き、」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の場合において」を「前二項の場合において、」に改め、「臨検すべき」の下に「物件若しくは」を加え、「場所、身体若しくは物件又は差し押さえるべき物件」を「身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができるとされている電磁的記録を保管するために使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当

該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

第二百十一条の二の次に次の二条を加える。
(通信履歴の電磁的記録の保全要請)

第二百十一条の三 委員会職員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めらるに至つたときは、当該求めを取り消さなければならない。

2 前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない。

3 第一項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりに当該求めに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

(電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分)

第二百十一条の四 差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、委員会職員は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。

一 差し押さえるべき記録媒体に記録された

電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二 差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第二百十二条の見出し中「差押え」を「差押え」に改め、同条中「又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押え」に改める。

第二百十三条及び第二百十四条中「又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押え」に改める。

第二百十五条の見出し中「差押え」を「差押え等」に改め、同条第一項中「又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押え」に改め、同条第二項中「又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押え」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(処分を受ける者に対する協力要請)

第二百十五条の二 臨検すべき物件又は差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、委員会職員は、臨検又は搜索若しくは差押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他の必要な協力を求めることができる。

第二百十六条、第二百十七条第一項及び第二百十八条中「又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押え」に改める。

第二百十九条本文中「質問、検査、領置」を削り、「又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押え」に改め、「質問を受けた者又は」を削り、「これらの者を」を「立会人」に改め、同条ただし書中「質問を受けた者又は」を削り、同条を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として

次の二項を加える。

委員会職員は、この章の規定により質問をしたときは、その調書を作成し、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載し、質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

2 委員会職員は、この章の規定により検査又は領置をしたときは、その調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

第二百二十条の見出しを「(領置目録等の作成等)」に改め、同条中「又は差押え」を、「差押え又は記録命令付差押え」に、「若しくは差押え」を、「差押え物件若しくは記録命令付差押え物件」に、「若しくは所持者」を、「所持者若しくは保管者(第二百十一条の四の規定による処分を受けた者を含む。)」に改める。

第二百二十一条の見出しを「(領置物件等の処分)」に改め、同条中「又は差押え」を、「差押え物件又は記録命令付差押え物件」に改める。

第二百二十二条の見出しを「(領置物件等の還付等)」に改め、同条第一項中「委員会」を「委員会職員」に、「又は差押え」を、「差押え物件又は記録命令付差押え物件」に改め、同条第二項中「又は差押え」を、「差押え物件又は記録命令付差押え物件」に改め、同条第三項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「又は差押え物件について」を、「差押え物件又は記録命令付差押え物件について」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(移転した上差し押さえた記録媒体の交付等)
第二百二十二条の二 委員会職員は、第二百十

一条の四の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体について留置の必要がなくなつた場合において、差し押えを受けた者と当該記録媒体の所有者所持者又は保管者とは異なるときは、当該差し押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならぬ。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による交付又は複写について準用する。

3 前項において準用する前条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても第一項の規定による交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

(鑑定等の嘱託)

第二百二十二条の三 委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

2 前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者(第四項及び第五項において「鑑定人」という。)は、委員会の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。

3 前項の許可の請求は、委員会職員からしなければならない。

4 前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名(法人については、名称)、罪名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還

しなければならない旨、交付の年月日並びに裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければならない。

5 鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならぬ。

第二百二十四条第二項中「第二百一条中「委員会」を「第二百一条第一項中「委員会」の「財務支局」と、前二条を「財務支局」と、第二百二十二条第二項に改め、「財務支局長」との下に、「第二百二十二条の三第二項中「委員会」とあるのは「第二百二十四条第二項の規定により前項の委員会職員とみなされる同条第二項に規定する財務局等職員の所属する財務局又は財務支局」と、前条中「委員会」とあるのは「財務局長又は財務支局長」とを加える。

第二百二十六条第一項中「又は差押物件」を「差押物件又は記録命令付差押物件に、又は差押目録を、差押目録又は記録命令付差押目録に改め、同条第二項及び第三項中又は差押物件」を「差押物件又は記録命令付差押物件」に改める。

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正)
第三条 金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「該当するもの」の下に「並びに第八号及び第九号に掲げるものに該当するもの」を加え、同号に次のように加える。

ハ 資金決済に関する法律(平成二十一年法律第五十九号)第二条第五項に規定する暗号資産

第三条第三項中「物又は権利」及び「物若しくは権利」を「財産」に改め、同条第四項第一号中「額を」を「金銭の額(当該金融商品の販売が行われることにより当該顧客の預託すべき金銭以外の財産であつて政令で定めるもの(以下この号

において「保証金相当物」という。)がある場合にあっては、当該額に当該保証金相当物の市場価値(市場価値がないときは、処分推定価額)の合計額を加えた額。次号及び第三号において同じ。)を改め、同項第二号及び第三号中「保証金」の下に「金銭」を加え、同条第五項第三号中「前条第一項第六号に掲げる行為」を「前条第一項第六号に掲げる行為(同号に係るものに限る。)」に改め、同項第四号中「前条第一項第六号に掲げる行為」を「前条第一項第六号に掲げる行為(同号に係るものに限る。)」に改め、同項第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 前条第一項第六号に掲げる行為(同号八に係るものに限る。)にあっては、当該規定に規定する暗号資産に表示される権利の内容(当該権利が存在しないときは、その旨及び当該行為が行われることにより顧客が負うこととなる義務の内容)

第六条第二項中「物若しくは権利」及び「物又は権利」を「財産」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)
第四条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項及び第五項中「規定する事業を」の事業に改め、同条第六項第八号中「主務大臣の」を「主務大臣が」に、「に掲げる事業」を「の事業」に改め、同項第十二号及び第十三号から第十五号までの規定中「に掲げる事業」を「の事業」に改め、同条第七項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改め、同条第十七項本文中「同項各号」を「当該各号」に改め、同項ただし書中「及び第八項」を「第八項及び第二十四項に、

「同項各号」を「当該各号」に改め、同条第二十項中「の各号」を削り、同条第二十三項中「及び第七項」を「第七項及び次項」に、「他の事業」を

「他の事業に改め、同条第二十四項中「他の」を「他の」に改め、同条第二十三項の次に次の一項を加える。

第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、組合員のために、次の事業を行うことができる。

一 組合員から取得した当該組合員に関する情報を当該組合員の同意を得て第三者に提供すること
二 前号の事業に附帯する事業
第十一條第二項中「及び第七項」を「第七項及び第二十四項」に改める。

(水産業協同組合法の一部改正)
第五条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第八十七條第四項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 所属員から取得した当該所属員に関する情報を当該所属員の同意を得て第三者に提供すること
情報提供を第三者に提供すること
該連合会の行う第一項第三号若しくは第四号の事業の高度化又は当該連合会の利用者の利便の向上に資するもの

第八十七條第九項ただし書中「及び第十二号」を「第十二号及び第十三号」に改める。
第九十七條第三項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。
十二 所属員から取得した当該所属員に関する情報を当該所属員の同意を得て第三者に提供すること
提供すること
該連合会の保有する

第六條 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第九條の八第二項第十二号中「内閣総理大臣の」を「内閣総理大臣が」に改め、同項第十五号の二、第十七号から第十九号まで及び第二十二号中「に掲げる事業を」の事業に改め、同項中第二十三号を第二十四号とし、第二十二号の次に次の一号を加える。

十三 組合員から取得した当該組合員に関する情報を当該組合員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該信用協同組合の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該信用協同組合の行う前項第一号から第三号までの事業の高度化又は当該信用協同組合の利用者の利便の向上に資するもの

第九条の八第七項中「に掲げる事業」を「の事業」に改め、同項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改め、同条第八項中「に掲げる事業」を「の事業」に改める。

第九條の九第二項から第四項までの規定中「に規定する事業」を「の事業」に改め、同条第六項第一号中「及び第十三号から第二十三号まで」を「第十三号から第二十二号まで及び第二十四号」に改め、同項第一号の二中「内閣総理大臣の」を「内閣総理大臣が」に改め、同項第一号の四の次に次の一号を加える。

一の五 所屬員から取得した当該所屬員に關

する情報を当該所属員の同意を得て第三者に提供する事業その他当該協同組合連合会会の保有する情報を第三者に提供する事業であつて、当該協同組合連合会会の行う第一項第一号若しくは第二号の事業の高度化又は当該協同組合連合会会の利用者の利便の向上に資するものに

第九条の九第六項第三号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

(信用金庫法の一部改正)

第七條 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三條第三項第七号中「内閣総理大臣の」

を「内閣総理大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

十九 會員から取得した当該會員に関する情報、を当該會員の同意を得て第三者に提供する業務その他当該信用金庫の保有する情報、を第三者に提供する業務であつて、当該信用金庫の第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該信用金庫の利用者の利便の向上に資するもの。

第五十三條第六項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

第五十四条第四項第七号中「内閣総理大臣の」を「内閣総理大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

十九 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該信用金庫連合会の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該信用金庫連合会の第一項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該信用金庫連合会の利用者の利便の向上に資するもの

第五十四条第五項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

(長期信用銀行法の一部改正)

第八條 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項第三号中「同項各号」を「当該各号」に改め、同項に次の一号を加える。

十五 顧客から取得した当該顧客に関する情

報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該長期信用銀行の保有する業務を第三者に提供する業務であつて、当該長期信用銀行の営む第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる業務の高度化又は当該長期信用銀行の利用者の利便の向上に資するもの

(労働金庫法の一部改正)

第九條 勞働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七號）の一部を次のように改正する。

第五十八条第二項第十三号中「厚生労働大臣の」を「厚生労働大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

二十四 會員から取得した当該会員に関する情報を当該会員の同意を得て第三者に提供する業務その他当該労働金庫の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該労働金庫の前項各号に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該労働金庫の利用者の利便の向上に資するもの

第五十八条第七項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

第五十八条の二第二項第十一号中「厚生労働大臣の」を「厚生労働大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

二十二 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該労働金庫連合会の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該労働金庫連合会の前条第一項各号

に掲げる業務を行う事業の高度化又は当該労働金庫連合会の利用者の利便の向上に資するもの

第五十八条の二第三項第二号中「同項各号」を
当該各号」に改める。

行法の一部改正

第十条 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）の
一部を次のように改正する。

第十条第二項に次の一号を加える。

二十 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該銀行の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該銀行の営む銀行業の高度化又は当該銀行の利用者の利便の向上に資するもの

(保険業法の一部改正)

第十一条 保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第一項に次の一号を加える。

十四 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他当該保険会社の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、当該保険会社の行う保険業の高度化又は当該保険会社の利用者の利便の向上に資するもの

第百六条第一項第十二号中「第十項」を「第十一項」に改め、同項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二 前各号に掲げる会社のほか、情報通信技術その他の技術を活用した当該保険会社の行う保険業の高度化若しくは当該保険会社の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社

第十六条第七項中「第十四号又は第十五号」を「又は第十三号の二から第十五号まで」に、

「第十項」を「第十一項」に、「以下この条及び」を「次項及び第九項並びに」に改め、「とき」の下に「(第一項第十三号の二に掲げる会社にあつては、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数(同条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第十項において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)」を加え、同条第八項中「保険会社の子会社」の下に「(第一項第十三号の二に掲げる会社にあつては、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項において同じ。)」を加え、同条中第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10 保険会社は、当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している子会社対象会社(当該保険会社の子会社及び第一項第十三号の二に掲げる会社を除く。)が同号に掲げる会社となつたことを知つたときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、これを知つた日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が当該保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第七百七条第一項中「第十二号」の下に、「第十三号の二」を加え、「以下この条」を「次項から第六項までに改め、「当該」を削る。

(農林中央金庫法の一部改正)

第十二条 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第五十四条第四項第十号中「主務大臣の」を「主務大臣が」に改め、同項に次の一号を加える。

二十二 顧客から取得した当該顧客に関する情報を当該顧客の同意を得て第三者に提供する業務その他農林中央金庫の保有する情報を第三者に提供する業務であつて、農林中央金庫の営む第一項各号に掲げる業務の高度化又は農林中央金庫の利用者の利便の向上に資するもの

第五十四条第七項第二号中「同項各号」を「当該各号」に改める。

第十三条 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律(平成十年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「すべて」を「全て」に改める。

第三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「一括清算と破産手続等との関係」を付し、同条中「なされた」を「された」に、「すべて」を「全て」に改め、本則に次の一条を加える。

第四条 更生手続開始の決定がされた者(一括清算の約定をした基本契約書に基づき特定金融取引を行つていた金融機関等又はその相手方に限る。以下この条において同じ。)の特定金融取引の相手方が、前条の規定により一の債権(以下この条において「一括清算後債権」という。)を有することとなる場合において、当該更生手続開始の決定がされた者と当該相手方との間において更生手続開始の申立て前に締結された担保権の設定を目的とする契約(その契約条項中において、基本契約書に基づき特定金融取引を行つている当事者の一方に更生手続開始の申立てがあつた場合は、担保権者に弁済として担保権の目的である財産を帰属させることができることを約定しているものに限る。)に基づく一括清算後債権に係る担保権を有するときは、当該担保権の目的

である財産(特定金融取引を行う当事者が相手方に対し債務の履行を担保するために預託する有価証券その他の内閣府令で定めるものに限る。以下この条において「一括清算対象財産」という。)は、当該更生手続開始の申立てがあつた時において当該相手方に帰属する。

2 前項の場合において、当該相手方に帰属する一括清算対象財産の評価額(内閣府令で定めるところにより算出した額をいう。次項において同じ。)が一括清算後債権の額を超えるときは、当該相手方は、当該更生手続開始の決定がされた者に対して、その超える額に相当する金銭を遅滞なく支払わなければならない。ただし、当該一括清算対象財産の一部をもって、当該金銭の全部又は一部に代えることができる。

3 第一項の規定により一括清算対象財産が更生手続開始の決定がされた者の相手方に帰属するときは、一括清算対象財産の評価額(その額が一括清算後債権の額を超えるときは、一括清算後債権の額)を一括清算後債権の額から控除するものとする。

4 前三項(第二項ただし書を除く。)の規定は、更生手続開始の決定がされた者とその特定金融取引の相手方との間において、更生手続開始の申立て前に担保権の設定を目的とする契約(その契約条項中において、基本契約書に基づき特定金融取引を行つている当事者の一方に更生手続開始の申立てがあつた場合は、担保権者に担保権の目的である財産を処分させることができることを約定しているものに限る。)が締結されている場合に準用する。この場合において、第一項中「当該更生手続開始の申立てがあつた時」とあるのは、当該相手方が更生手続開始の申立て以後更生手続開始前に第三者に譲渡した時」と、「当該相手方に」とあるのは「当該第三者に」と、第二項中「当該相手方に」とあるのは「当該第三者に」と、「評価額(内閣府令で定めるところにより算出した額をいう)」とあるのは「譲渡価額(その額が内閣府令で定めるところにより算出した評価額に照らして不当に低いときは、当該評価額と、前項中「更生手続開始の決定がされた者の相手方」とあるのは「第三者」と、「評価額」とあるのは「譲渡価額」と読み替へるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十一条の規定は、公布の日から施行する。

(資金決済に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に暗号資産管理業務(第一条の規定による改正後の資金決済に関する法律(以下「新資金決済法」という。))第二条第七項に規定する暗号資産の管理(第一条の規定による改正前の資金決済に関する法律(以下「旧資金決済法」という。))第二条第七項第三号に掲げる行為に該当するものを除く。)を業として行うことをいう。以下この条及び次条において同じ。)を行つている者(附則第四条第一項の規定により新資金決済法第六十三条の二の登録を受けたものとみなされる者を除く。)は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。))から起算して六月間(当該期間内に新資金決済法第六十三条の五第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は第三項の規定により読み替へて適用される新資金決済法第六十三条の十七第一項の規定により暗号資産管理業務の全部の

廃止を命じられたときは、当該処分があった日又は当該廃止を命じられた日までの間は、新資金決済法第六十三条の二の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に行っている当該暗号資産管理業務の利用者のために、この法律の施行の際現に管理している暗号資産と同じ種類の暗号資産について、当該暗号資産管理業務を行うことができる。

2 前項の規定により暗号資産管理業務を行うことができる者が施行日から起算して六月を経過する日までに新資金決済法第六十三条の二の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間(その間に次項の規定により読み替えて適用される新資金決済法第六十三条の十七第一項の規定により暗号資産管理業務の全部の廃止を命じられたときは、当該廃止を命じられた日までの間)も、前項と同様とする。ただし、施行日から起算して一年六月を経過したときは、この限りでない。

3 前二項の規定により暗号資産管理業務を行うことができる場合においては、その者を暗号資産交換業者(新資金決済法第二条第八項に規定する暗号資産交換業者をいう。附則第五条において同じ。)とみなして、新資金決済法及び附則第二十四条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号。附則第十条第三項において「新犯罪収益移転防止法」という。)の規定(これらの規定に基づく命令の規定を含む。)を適用する。この場合において、新資金決済法第六十三条の十七第一項中「第六十三条の二の登録を取り消し」とあるのは、「暗号資産管理業務情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 号)附則第二条第一項に

規定する暗号資産管理業務をいう。の全部の廃止を命じ」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

4 前項の規定により読み替えて適用される新資金決済法第六十三条の十七第一項の規定により暗号資産管理業務の全部の廃止を命じられた場合における新資金決済法の規定の適用については、当該廃止を命じられた者を同項の規定により新資金決済法第六十三条の二の登録を取り消された者と、当該廃止を命じられた日を同項の規定による同条の登録の取消しの日とみなす。

第三条 前条第一項の規定により暗号資産管理業務を行うことができる者は、施行日から起算して二週間以内に、その商号及び住所を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 前条第一項の規定により暗号資産管理業務を行うことができる者が前項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、同条第一項の規定は、その者については、前項に規定する期間を経過した日以後は、適用しない。

第四条 この法律の施行の際現に旧資金決済法第六十三条の二の登録を受けている者(附則第七条の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第六十三条の二の登録を受けた者を含む。)は、新資金決済法第六十三条の二の登録を受けたものとみなす。

2 旧資金決済法第六十三条の四第一項の規定による仮想通貨交換業者登録簿は、新資金決済法第六十三条の四第一項の規定による暗号資産交換業者登録簿とみなす。

第五条 旧資金決済法第六十三条の二十一の規定により仮想通貨交換業者(旧資金決済法第二条第八項に規定する仮想通貨交換業者をいう。次条において同じ。)とみなされていた者は、その行う仮想通貨の交換等(旧資金決済法第二条第七項に規定する仮想通貨の交換等をいう。)に関

し負担する債務の履行を完了し、かつ、その行う仮想通貨交換業(同項に規定する仮想通貨交換業をいう。)に関し管理する利用者の財産を返還し、又は利用者に移転する目的の範囲内においては、暗号資産交換業者とみなして、新資金決済法の規定を適用する。

第六条 この法律の施行の際現に旧資金決済法第八十七条の規定による認定を受けている一般社団法人(次条の規定によりなお従前の例によることとされた旧資金決済法第八十七条の規定による認定を受けた一般社団法人を含み、仮想通貨交換業者をその社員とするものに限る。)は、新資金決済法第八十七条の規定による認定を受けたものとみなす。

第七条 この法律の施行前にされた、次に掲げる申請についての処分については、なお従前の例による。

一 旧資金決済法第六十三条の二の登録の申請であつて、この法律の施行の際、登録をするかどうかの処分がされていないもの

二 旧資金決済法第八十七条の規定による認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないもの

第八条 この法律の施行前にした旧資金決済法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新資金決済法の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新資金決済法の相当の規定によつてしたものとみなす。

(金融商品取引法の一部改正に伴う経過措置)
第九条 この法律の施行前に開始した電子記録移転権利(第二条の規定による改正後の金融商品取引法(以下「新金融商品取引法」という。)第二条第三項に規定する電子記録移転権利をいう。)に相当するものに係る有価証券の募集又は売出し(新金融商品取引法第五条第一項 同条第五項

において準用し、及びこれらの規定を新金融商品取引法第二十七条において準用する場合を含む。)に規定する有価証券の募集又は売出しをいう。については、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行の際現に新金融商品取引業(新金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。第二条の規定による改正前の金融商品取引法第二条第八項に規定する金融商品取引業に該当するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)を行つている者(金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第三項及び附則第十二条において同じ。)及び同法第三十三条第一項に規定する金融機関を除く。)は、施行日から起算して六月間(当該期間内に新金融商品取引法第二十九条の四第一項の規定による登録の拒否の処分があつたとき、又は第三項の規定により読み替えて適用される金融商品取引法第五十二条第一項の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命じられたときは、当該処分があつた日又は当該廃止を命じられた日までの間)は、金融商品取引法第二十九条の規定にかかわらず、この法律の施行の際現に行つている当該新金融商品取引業の顧客を相手方とし、又は当該顧客のために、この法律の施行の際現に取り扱つている有価証券及びデリバティブ取引と同じ種類の有価証券及びデリバティブ取引について、当該新金融商品取引業を行うことができる。

2 前項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者が施行日から起算して六月を経過する日までに金融商品取引法第二十九条の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間(その間に次項の規定により読み替えて適用される同法第五十二条第

の「に改め、〔除く。〕」の下に「又は同法第二十九号の二第二項第八号若しくは第九号の業務を行うために受けるもの」を加え、同表第四十九号中「仮想通貨交換業者」を「暗号資産交換業者」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十一条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の十二の項中「第六十三号の六第六項を」第六十三号の六第二項に改める。

(農水産業協同組合貯金保険法等の一部改正)

第二十二号 次に掲げる法律の規定中「及び第七項を」、第七項及び第二十四項に改める。

一 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第四項第一号

二 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)第二条第三項第一号

三 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十号)第十五条第二項

(郵政民営化法の一部改正)

第二十三号 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第百三十九号第一項中「とき」の下に「(同法第百六条第一項第十三号の二に掲げる会社にあつては、郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数(同法第百七条第一項に規定する基準議決権数をいう。次項及び第四項において同じ)を超える議決権を取得し、又は保有しようとするとき)」を加え、同条第二項中「郵便保険会社の子会社」の下に「(同条第一項第十三号の二に掲げる会社にあつては、郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社。以下この項に

おいて同じ)」を加え、同条第八項中「第十四号又は第十五号を」又は第十三号の二から第十五号まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「又は第二項を」、第二項後段又は第四項に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前項を」第三項に、「又は第二項を」、第二項後段又は前項に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 郵便保険会社は、郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有している保険業法第六十六条第一項に規定する子会社対象会社(郵便保険会社の子会社及び同項第十三号の二に掲げる会社を除く。)が同号に掲げる会社となったことを知ったときは、引き続きその基準議決権数を超える議決権を保有することについて内閣総理大臣及び総務大臣の認可を受けた場合を除き、これを知った日から一年を経過する日までに当該同号に掲げる会社が郵便保険会社又はその子会社が合算してその基準議決権数を超える議決権を保有する会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

第百四十九号第一項第二号及び第百五十一条第二号中「第百三十九号第八項を」第百三十九号第九項に改める。

第百九十六号第十号中「同条第八項を」同条第九項に改め、同条第十一号中「第百三十九号第六項を」第百三十九号第七項に改める。

(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部改正)

第二十四条 犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三十一号中「仮想通貨交換業者を」(暗号資産交換業者)に改める。

第三十号第一項中「仮想通貨交換業者を」暗号資産交換業者」に、「仮想通貨交換契約を」暗号資産交換契約」に、「仮想通貨交換用情報」を「暗号資産交換用情報」に改め、同条第二項中「仮想通貨交換用情報」を「暗号資産交換用情報」に改める。

(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)

第二十五号 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第六十三号第二項中「第六款及び第七款を」第七款及び第八款に改める。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十六号 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第十九号第一項中「仮想通貨」を「暗号資産」に、「新法人税法」を「法人税法」に改め、同条第三項中「有する新法人税法」を「有する法人税法」に、「仮想通貨」を「暗号資産」に、「新法人税法」を「(同法)に」、「ついて新法人税法」を「(ついて同法)に」、「おいて新法人税法」を「おいて同法」に、「並びに新法人税法」を「並びに同法」に改め、同条第五項中「新法人税法」を「法人税法」に、「仮想通貨信用取引」を「暗号資産信用取引」に改める。

(金融庁設置法の一部改正)

第二十七号 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三号工中「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改める。

(資金決済に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第二十八号 施行日が成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第 号)

附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、第一条のうち資金決済に関する法律第六十三号の五第一項第十号の改正規定中「同号イ中」仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に改め、同号二とあるのは、「同号二とする。

2 前項の場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律第三十九号のうち資金決済に関する法律第六十三号の五第一項第十号イの改正規定中「第六十三号の五第一項第十号イ」とあるのは「第六十三号の五第一項第十一号イ」と、「仮想通貨交換業」とあるのは「暗号資産交換業」とする。

(水産業協同組合法の一部改正に伴う調整規定)

第二十九号 施行日が漁業法等の一部を改正する等の法律(平成三十年法律第九十五号)の施行の日後である場合には、第五条のうち水産業協同組合法第八十七号第九項ただし書の改正規定中「第八十七号第九項ただし書」とあるのは、「第八十七号第十一項ただし書」とする。

(罰則に関する経過措置)

第三十号 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第三十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

令和元年五月三十日

内閣委員長 石井 正弘

参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から中核市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 放課後児童健全育成事業については、子どもの安全や同事業の質が十分に確保されるよう、地方公共団体等に周知徹底すること。また、子どもの安全等が損なわれるおそれがあると認められる場合には、国は、当該地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。

二 放課後児童健全育成事業の見直しに関する検討を行うに当たっては、市町村、同事業の従事

令和元年五月三十一日 参議院会議録第二十二号

者、保護者等の意見を幅広く聴取することともに、市町村による条例の改正状況や同事業の運営状況等に関する実態調査を継続的に実施すること。なお、実態調査については、法令上に規定された基準等に基づく調査を行うとともに、実施結果等について、適切な情報開示を行い、説明責任を果たすこと。

三 放課後児童健全育成事業の利用者の増加に伴う待機児童の解消のため、放課後児童支援員等の処遇改善等による人材の確保や、関係施設の整備等に対し、十分な財政措置を講ずること。また、同事業に係る既存の国の支援策について、その利用が促進されるよう地方公共団体に對する周知徹底を図ること。

四 放課後児童健全育成事業について、厚生労働省が同事業の従事者や保護者のための相談窓口を設けるとともに、当該窓口における意見等を踏まえ、地方公共団体に対し、報告を求めること、情報提供及び助言を行うことも含め、事業の適切な運営を確保するための措置を講ずること。

五 地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管する場合にあつては、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、住民組織やNPOなどの運営参加の促進、学校教育との連携等により、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されるよう、地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。特に、図書館、博物館等の公立社会教育施設が国民の知る権利、思想・表現の自由に資する施設であることに鑑み、格段の配慮をすること。

六 公民館の運営において、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されな

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

いが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではないことを、首長部局にも周知すること。

七 本法の公立社会教育施設に関する規定の施行後三年を目途として、その施行状況を検証し、必要があると認める場合には、社会教育の適切な実施のための担保措置等について、所要の見直しを行うこと。

八 指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者による火薬類の無許可譲受けについては、同事業従事者に対する指導を徹底するなど、実包の十分な管理体制を確保し、公共の安全の維持に万全を期すること。
右決議する。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
令和元年五月十日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

目次

第一章 内閣府関係(第一条・第二条)
第二章 総務省関係(第三条)

第三章 文部科学省関係(第四条・第八条)
第四章 厚生労働省関係(第九条・第十条)
第五章 経済産業省関係(第十一条)
第六章 国土交通省関係(第十二条・第十三条)
附則

第一章 内閣府関係

(健康増進法の一部改正)

第一条 健康増進法(平成十四年法律第百三三号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「その営業所の所在地の都道府県知事を経由して」を削る。

第二十九条第二項中「準用する。」を「それぞれ準用する。」に、「第二十六条第二項中」その営業所の所在地の都道府県知事を経由して内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、第二十七条第一項を「同条第一項」に、「貯蔵施設」と、前条第一号中「第二十六条第六項とあるのは「次条第二項において準用する第二十六条第六項」を、「貯蔵施設」に改める。

第三十四条中、「第二十六条第二項」を削る。(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

附則第五条中「五年間」を「十年間」に改める。

第二章 総務省関係

(地方独立行政法人法の一部改正)

第三条 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第七十九条の四の次に次の一条を加える。

(土地等の貸付け)

第七十九条の五 公立大学法人は、第二十一条

令和元年五月三十一日 参議院會議録第二十二号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案

二六

第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）の遂行に支障のない範囲内で、その対価を当該公立大学法人の教育研究水準の一層の向上を図るために必要な費用に充てるため、設立団体の長の認可を受けて、当該公立大学法人の所有に属する土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物であつて、当該業務のために、現に使用されておらず、かつ、当面使用されることが予定されていないものを貸し付けることができる。

第二百二十三条第一項中「第七十九条の四」の下に「第七十九条の五」を加える。

第三章 文部科学省関係
(教育職員免許法の一部改正)

第四条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十八項中「五年」を「十年」に改める。
(社会教育法の一部改正)

第五条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務(以下「特定事務」という。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

第六条に次の一項を加える。

3 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項

第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。

第七条第一項中「所掌事項」を「所掌」に、「利用し」を「利用すること」に改め、同条第二項中「教育委員会」の下に「特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会」を加える。

第八条の次に次の二条を加える。

第八条の二 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たつては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第八条の三 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

第二十八条中「教育委員会」の下に「(特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた公民館(第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。)の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長」を加える。

第三十条第一項中「教育委員会」の下に「(特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長)」を加える。

第四十条第一項中「市町村の教育委員会」を

「当該市町村の教育委員会(特定公民館にあつては、当該市町村の長)」に改める。

(図書館法の一部改正)

第六条 図書館法(昭和二十五年法律百十八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「教育委員会」を「教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。)である市町村にあつては、その長又は教育委員会)」に改める。

第十三条第一項中「教育委員会」の下に「(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。)にあつては、当該特定地方公共団体の長」を加える。

第十五条中「教育委員会」の下に「(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)」を加える。

(博物館法の一部改正)

第七条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十九条中「教育委員会」の下に「(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた博物館にあつては、当該地方公共団体の長。第二十一条において同じ。)」を加える。

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正)

第八条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの(以下「特定社会教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること(第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。)

第三十二条ただし書中「第二十三条第一項」を「特定社会教育機関並びに第二十三条第一項第二号から第四号までに掲げる事務のうち同項に、「事務をもの」に改める。

第三十三条第一項中「限度を」を「限り」に、「取扱その他学校その他の教育機関」を「取扱いその他」に改め、同条第二項中「定を」を「定めを」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第二十三条第一項の条例の定めるところにより同項第一号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体の長は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、特定社会教育機関の施設、設備、組織編制その他の管理運営の基本的事項について、必要な地方公共団体の規則を定めるものとする。この場合において、当該規則で定めようとする事項については、当該地方公共団体の長は、あらかじめ当該地方公共団体の教育委員会に協議しなければならない。

第四章 厚生労働省関係

(児童福祉法の一部改正)

第九条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の八の二第二項中「放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については」を削る。

(介護保険法の一部改正)

第十条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条の三十二第二項第一号及び第二号中「第五号」を「第六号」に改め、同項第三号中「次号」を「第五号」に改め、同項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 次号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者であつて、当該指定に係る全ての事業所又は当該指定若しくは許可に係る全ての施設(当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む)が一の地方自治法第二百五十二條の二十二第二項の中核市(以下「中核市」という。)の区域に所在するもの 中核市の長 第百十五條の三十二第三項中「の長」の下に「中核市の長」を加える。

第百九十七條第三項中「地方自治法第二百五十二條の二十二第二項の中核市(第百三十三條の二において「中核市」という。)」を「中核市」に改める。

める。

第五章 経済産業省関係

(火薬類取締法の一部改正)

第十一条 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条の見出し中「譲受を譲受け」に改め、同条第一項第三号中「若しくは」を「若しくは」に改め、同条第二項第八項に規定する都道府県等(当該都道府県等が法人である場合にあつては、同条第九項の規定により当該都道府県等を同法第九項第一項の規定による都道府県知事の許可を受けた者とみなして適用する同条第八項に規定する従事者証の交付を受けた者)を加え、同条第二項中「譲受を譲受け」に、「その他」を、「その他に、」を「譲受け」に改め、同条第三項中「譲受を譲受け」に改め、同条第五項中「一」を「いずれかに」に、「提示した」を「提示した」に改め、同条第六項中「譲受け」を「譲受け」に改め、同条第七項中「書換」を「書換え」に改め、同条第八項中「具して」を「付して」に改める。

第五十條の二第二項中「もつぱら」を「専ら」に、「に」に關しては、「を」に關しては、「中」に「経済産業省令」とあるのは、「内閣府令」と、「都道府県知事」とあるのは、「都道府県公安委員会」と読み替へるもの」を「の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句」に改め、同項に次の表を加える。

経済産業省令	内閣府令
都道府県知事	都道府県公安委員会

第十七条第一項各号列記以外の部分、同項第三号、第四項、第七項及び第八項、第二十四條第四項並びに第二十五條第一項及び第四項

第十七條第一項各号列記以外の部分、第二項から第四項まで及び第六項から第八項まで、第二十四條第一項から第三項まで並びに第二十五條第一項から第三項まで

第五十條の二第二項中「行ない」を「行い」に、「許可」を「当該許可」に、「行なう」を「行う」に改める。

第六章 国土交通省関係

(建設業法の一部改正)

第十二條 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十四條の五」を「第四十四條の三」に改める。

第四十四條の四及び第四十四條の五を削る。

(建築士法の一部改正)

第十三條 建築士法(昭和二十五年法律第二百二號)の一部を次のように改正する。

第三十條第一項中「二年」の下に「(都道府県建築士審査会の委員にあつては、その任期を二年を超え三年以下の期間で都道府県が条例で定めるときは、当該条例で定める期間)」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第三条の規定並びに附則第六條(別表第一健康増進法(平成十四年法律第百三號)の項の改正規定に限る。)及び第八條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日

二 第十一條の規定及び附則第三條の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

三 第二条、第四条、第九條及び第十二條の規定並びに附則第五條及び第六條(第一号に掲げる改正規定を除く。)の規定 平成三十二年四月一日

四 第十條の規定及び次條の規定 平成三十三年四月一日

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 前条第四号に掲げる規定の施行の日(以下

下この条において「第四号施行日」という。)前に第十條の規定による改正前の介護保険法(以下この条において「旧介護保険法」という。)の規定によりされた命令その他の行為(以下この項において「命令等の行為」という。)又は同号に掲げる規定の施行の際現に旧介護保険法の規定によりされている届出その他の行為(以下この項において「届出等の行為」という。)で、第四号施行日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、第四号施行日以後における第十條の規定による改正後の介護保険法(以下この条において「新介護保険法」という。)の適用については、新介護保険法の相当規定によりされた命令等の行為又は届出等の行為とみなす。

2 第四号施行日前に旧介護保険法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の二十二第二項の中核市に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものについては、これを、新介護保険法の相当規定により地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の二十二第二項の中核市に対して届出その他の手続をしなければならない事項とみなして、新介護保険法の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第三条 附則第一條第二号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二條に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(放課後児童健全育成事業に關する検討)

第五条 政府は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行後三年を目途として、第九條の規定による改正後の児童福祉法の規定の施行の状況につ

令和元年五月三十一日 参議院會議録第二十二号 投票者氏名

二八

投票者氏名

日程第一 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二二三名

足立 敏之君
愛知 治郎君
青山 繁晴君
朝日健太郎君
井上 義行君
石井 準一君
石井 正弘君
石田 昌宏君
猪口 邦子君
岩井 茂樹君
上野 通子君
衛藤 晟一君
小野田紀美君
大沼みずほ君
太田 房江君
岡田 広君
金子原二郎君
北村 経夫君
古賀友一郎君
佐藤 啓君
酒井 庸行君
自見はなこ君
進藤金日子君
関口 昌一君
高階恵美子君
高橋 克法君
武見 敬三君
塚田 一郎君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
中曽根弘文君
中西 哲君

阿達 雅志君
青木 一彦君
赤池 誠章君
有村 治子君
井原 巧君
石井 浩郎君
石井みどり君
磯崎 陽輔君
今井絵理子君
宇都 隆史君
江島 潔君
小川 克巳君
大家 敏志君
大野 泰正君
岡田 直樹君
片山さつき君
木村 義雄君
こやり隆史君
上月 良祐君
佐藤 正久君
山東 昭子君
島村 大君
末松 信介君
そのだ修光君
高野光二郎君
滝波 宏文君
柘植 芳文君
鶴保 庸介君
徳茂 雅之君
中川 雅治君
中西 健治君
中西 祐介君

中野 正志君
二之湯 智君
西田 昌司君
野村 哲郎君
長谷川 岳君
橋本 聖子君
平野 達男君
藤井 基之君
藤本 眞也君
古川 俊治君
舞立 昇治君
松川 るい君
松村 祥史君
丸川 珠代君
三木 亨君
三宅 伸吾君
溝手 顕正君
宮島 喜文君
元榮太一郎君
森屋 宏君
山下 雄平君
山田 宏君
吉川ゆうみ君
渡辺 猛之君
相原久美子君
石橋 通宏君
小川 勝也君
風間 直樹君
川田 龍平君
斎藤 嘉隆君
杉尾 秀哉君
長浜 博行君
野田 国義君
鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君
牧山ひろえ君

長峯 誠君
二之湯武史君
野上浩太郎君
羽生田 俊君
馬場 成志君
林 芳正君
福岡 資麿君
藤川 政人君
藤末 健三君
堀井 巖君
牧野たかお君
松下 新平君
松山 政司君
丸山 和也君
三原じゅん子君
水落 敏栄君
宮沢 洋一君
宮本 周司君
森 まさこ君
柳本 卓治君
山田 修路君
山谷えり子君
和田 政宗君
渡邊 美樹君
有田 芳生君
江崎 孝君
小川 敏夫君
神本美恵子君
小西 洋之君
芝 博一君
那谷屋正義君
難波 奨二君
白 眞勲君
福島みずほ君
真山 勇一君
宮沢 由佳君

吉川 沙織君
アントニオ猪木君
青木 愛君
石上 俊雄君
大塚 耕平君
川合 孝典君
小林 正夫君
櫻井 充君
田名部匡代君
羽田雄一郎君
浜野 喜史君
増子 輝彦君
森本 真治君
柳田 稔君
秋野 公造君
石川 博崇君
河野 義博君
佐々木さやか君
杉 久武君
竹内 真二君
谷合 正明君
西田 実仁君
三浦 信祐君
矢倉 克夫君
山本 香苗君
横山 信一君
浅田 均君
石井 章君
片山 大介君
儀間 光男君
清水 貴之君
中山 恭子君
松沢 成文君
山口 和之君
市田 忠義君
紙 智子君

蓮 舫君
足立 信也君
伊藤 孝恵君
磯崎 哲史君
大野 元裕君
木戸口英司君
古賀 之士君
榎葉賀津也君
徳永 エリ君
浜口 誠君
舟山 康江君
森 ゆうこ君
矢田わか子君
山本 太郎君
伊藤 孝江君
魚住裕一郎君
熊野 正士君
里見 隆治君
高瀬 弘美君
竹谷とし子君
新妻 秀規君
浜田 昌良君
宮崎 勝君
山口那津男君
山本 博司君
若松 謙維君
東 徹君
石井 苗子君
片山虎之助君
行田 邦子君
高木かおり君
藤巻 健史君
室井 邦彦君
井上 哲士君
岩淵 友君
吉良よし子君

第六条 地方自治法の一部を次のように改正する。
(地方自治法の一部改正)
別表第一建設業法(昭和二十四年法律第百号)の項を削り、同表健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)の項中、「第二十六条第二項」を削る。

(文化芸術基本法の一部改正)

第七条 文化芸術基本法(平成十三年法律第百四十八号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「同項第二号」を「同項第三号」に改める。

(健康増進法の一部を改正する法律の一部改正)
第八条 健康増進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち、健康増進法第三十四条の改正規定中「第二十六条第二項」を「第四十三条第二項」に削り、同法第二十九条第二項の改正規定中「の」を「を」に改め、「の」に、「第二十七條第一項」を「第六十一條第一項」及び「一、前条第一号中「第二十六條第六項」とあるのは「次条第二項において準用する第二十六條第六項」とを削り」を削る。

附則第九条のうち地方自治法別表第一健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)の項の改正規定中「第二十六條第二項及び」及び「第四十三條第二項及び」を削る。

附則第九條のうち地方自治法別表第一健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)の項の改正規定中「第二十六條第二項及び」及び「第四十三條第二項及び」を削る。

令和元年五月三十一日 参議院会議録第二十二号 投票者氏名

賛成者氏名 足立 敏之君 阿達 雅志君 二二四名 愛知 治郎君 青木 一彦君 青山 繁晴君 赤池 誠章君 朝日健太郎君 有村 治子君 井上 義行君 井原 巧君 石井 準一君 石井 浩郎君 石井 正弘君 石井みどり君 石田 昌宏君 磯崎 陽輔君 猪口 邦子君 今井絵理子君 岩井 茂樹君 宇都 隆史君 上野 通子君 江島 潔君 衛藤 晟一君 小川 克巳君 小野田紀美君 大家 敏志君 大沼みずほ君 大野 泰正君 太田 房江君 岡田 直樹君 岡田 広君 片山さつき君 金子原二郎君 木村 義雄君 北村 経夫君 こやり隆史君 古賀友一郎君 上月 良祐君			
反対者氏名 倉林 明子君 小池 晃君 田村 智子君 大門実紀史君 武田 良介君 辰巳孝太郎君 仁比 聡平君 山下 芳生君 山添 拓君 平山佐知子君 薬師寺みちよ君 伊波 洋一君 糸数 慶子君 郡司 彰君 渡辺 喜美君			
賛成者氏名 佐藤 啓君 酒井 庸行君 自見はなこ君 進藤金日子君 関口 昌一君 高階恵美子君 高橋 克法君 武見 敬三君 塚田 一郎君 堂故 茂君 豊田 俊郎君 中曽根弘文君 中西 哲君 中野 正志君 二之湯 智君 西田 昌司君 野村 哲郎君 長谷川 岳君 橋本 聖子君 平野 達男君 藤井 基之君 藤木 眞也君 古川 俊治君 舞立 昇治君 松川 るい君 松村 祥史君 丸川 珠代君 三木 亨君 三宅 伸吾君 溝手 顕正君 宮島 喜文君 元榮太一郎君 森屋 宏君 山下 雄平君 山田 宏君 山本 順三君			
賛成者氏名 佐藤 正久君 山東 昭子君 島村 大君 末松 信介君 そのだ修光君 高野光二郎君 滝波 宏文君 柘植 芳文君 鶴保 庸介君 徳茂 雅之君 中川 雅治君 中西 健治君 中西 祐介君 長峯 誠君 二之湯武史君 野上浩太郎君 羽生田 俊君 馬場 成志君 林 芳正君 福岡 資鷹君 藤川 政人君 藤末 健三君 堀井 巖君 牧野たかお君 松下 新平君 松山 政司君 丸山 和也君 三原じゅん子君 水落 敏栄君 宮沢 洋一君 宮本 周司君 森 まさこ君 柳本 卓治君 山田 修路君 山谷えり子君 吉川ゆうみ君			
賛成者氏名 和田 政宗君 渡邊 美樹君 有田 芳生君 江崎 孝君 小川 敏夫君 神本美恵子君 小西 洋之君 芝 博一君 那谷屋正義君 難波 奨二君 白 眞勲君 福島みずほ君 眞山 勇一君 宮沢 由佳君 蓮 舩君 足立 信也君 伊藤 孝恵君 磯崎 哲史君 大野 元裕君 木戸口英司君 古賀 之士君 榛葉賀津也君 徳永 エリ君 浜口 誠君 舟山 康江君 森 ゆうこ君 矢田わか子君 山本 太郎君 伊藤 孝江君 魚住裕一郎君 熊野 正士君 里見 隆治君 高瀬 弘美君 竹谷とし子君 新妻 秀規君 浜田 昌良君			
賛成者氏名 渡辺 猛之君 相原久美子君 石橋 通宏君 小川 勝也君 風間 直樹君 川田 龍平君 斎藤 嘉隆君 杉尾 秀哉君 長浜 博行君 野田 国義君 鉢呂 吉雄君 福山 哲郎君 牧山ひろえ君 吉川 沙織君 アノ二才猪木君 青木 愛君 石上 俊雄君 大塚 耕平君 川合 孝典君 小林 正夫君 櫻井 充君 田名部匡代君 羽田雄一郎君 浜野 喜史君 増子 輝彦君 森本 真治君 柳田 稔君 秋野 公造君 石川 博崇君 河野 義博君 佐々木さやか君 杉 久武君 竹内 真二君 谷合 正明君 西田 実仁君 三浦 信祐君			
賛成者氏名 宮崎 勝君 山口那津男君 山本 博司君 若松 謙維君 東 徹君 石井 苗子君 片山虎之助君 行田 邦子君 高木かおり君 藤巻 健史君 室井 邦彦君 井上 哲士君 岩淵 友君 吉良よし子君 小池 晃君 大門実紀史君 辰巳孝太郎君 山下 芳生君 平山佐知子君 伊波 洋一君 郡司 彰君			
賛成者氏名 矢倉 克夫君 山本 香苗君 横山 信一君 浅田 均君 石井 章君 片山 大介君 儀間 光男君 清水 貴之君 中山 恭子君 松沢 成文君 山口 和之君 市田 忠義君 紙 智子君 倉林 明子君 田村 智子君 武田 良介君 仁比 聡平君 山添 拓君 薬師寺みちよ君 糸数 慶子君 渡辺 喜美君			

猪口 邦子君	今井絵理子君
岩井 茂樹君	宇都 隆史君
上野 通子君	江島 潔君
衛藤 晟一君	小川 克巳君
小野田紀美君	大家 敏志君
大沼みづほ君	大野 泰正君
太田 房江君	岡田 直樹君
岡田 広君	片山さつき君
金子原二郎君	木村 義雄君
北村 経夫君	こやり隆史君
古賀友一郎君	上月 良祐君
佐藤 啓君	佐藤 正久君
酒井 庸行君	山東 昭子君
自見はなこ君	島村 大君
進藤金日子君	末松 信介君
関口 昌一君	そのだ修光君
高階恵美子君	高野光二郎君
高橋 克法君	滝波 宏文君
武見 敬三君	柘植 芳文君
塚田 一郎君	鶴保 庸介君
堂故 茂君	徳茂 雅之君
豊田 俊郎君	中川 雅治君
中曾根弘文君	中西 健治君
中西 哲君	中西 祐介君
中野 正志君	長峯 誠君
二之湯 智君	二之湯武史君
西田 昌司君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	羽生田 俊君
長谷川 岳君	馬場 成志君
橋本 聖子君	林 芳正君
平野 達男君	福岡 資麿君
藤井 基之君	藤川 政人君
藤木 眞也君	藤末 健三君
古川 俊治君	堀井 巖君
舞立 昇治君	牧野たかお君

松川 るい君	松下 新平君
松村 祥史君	松山 政司君
丸川 珠代君	丸山 和也君
三木 亨君	三原じゅん子君
三宅 伸吾君	水落 敏榮君
溝手 顕正君	宮沢 洋一君
宮島 喜文君	宮本 周司君
元榮太一郎君	森 まさこ君
森屋 宏君	柳本 卓治君
山下 雄平君	山田 修路君
山田 宏君	山谷えり子君
山本 順三君	吉川ゆうみ君
和田 政宗君	渡辺 猛之君
渡邊 美樹君	相原久美子君
有田 芳生君	石橋 通宏君
江崎 孝君	小川 勝也君
小川 敏夫君	風間 直樹君
神本美恵子君	川田 龍平君
小西 洋之君	斎藤 嘉隆君
芝 博一君	杉尾 秀哉君
那谷屋正義君	長浜 博行君
難波 奨二君	野田 国義君
白 眞勲君	鉢呂 吉雄君
福山 哲郎君	真山 勇一君
牧山ひろえ君	宮沢 由佳君
吉川 沙織君	蓮 舫君
アノ二才猪木君	足立 信也君
青木 愛君	伊藤 孝恵君
石上 俊雄君	磯崎 哲史君
大塚 耕平君	大野 元裕君
川合 孝典君	木戸口英司君
小林 正夫君	古賀 之土君
櫻井 充君	榎葉賀津也君
田名部匡代君	徳永 エリ君
羽田雄一郎君	浜口 誠君

反対者氏名	賛成者氏名
伊波 洋一君	日程第五 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
山下 芳生君	賛成者氏名
山下 芳生君	足立 敏之君
伊波 洋一君	愛知 治郎君
伊波 洋一君	青山 繁晴君
伊波 洋一君	朝日健太郎君
伊波 洋一君	井上 義行君
伊波 洋一君	石井 準一君
伊波 洋一君	石井 正弘君
伊波 洋一君	石田 昌宏君
伊波 洋一君	猪口 邦子君
伊波 洋一君	岩井 茂樹君
伊波 洋一君	上野 通子君
伊波 洋一君	衛藤 晟一君
伊波 洋一君	小野田紀美君
伊波 洋一君	大沼みづほ君
伊波 洋一君	太田 房江君
伊波 洋一君	岡田 広君
伊波 洋一君	金子原二郎君
伊波 洋一君	北村 経夫君
伊波 洋一君	古賀友一郎君
伊波 洋一君	佐藤 啓君
伊波 洋一君	酒井 庸行君
伊波 洋一君	自見はなこ君
伊波 洋一君	進藤金日子君
伊波 洋一君	関口 昌一君
伊波 洋一君	高階恵美子君
伊波 洋一君	高橋 克法君
伊波 洋一君	武見 敬三君
伊波 洋一君	塚田 一郎君
伊波 洋一君	堂故 茂君
伊波 洋一君	豊田 俊郎君
伊波 洋一君	中曾根弘文君
伊波 洋一君	中西 哲君
伊波 洋一君	中野 正志君

伊波 洋一君	糸数 慶子君
伊波 洋一君	山下 芳生君
伊波 洋一君	辰巳孝太郎君
伊波 洋一君	大門実紀史君
伊波 洋一君	小池 晃君
伊波 洋一君	吉良よし子君
伊波 洋一君	岩淵 友君
伊波 洋一君	井上 哲士君
伊波 洋一君	市田 忠義君
伊波 洋一君	紙 智子君
伊波 洋一君	倉林 明子君
伊波 洋一君	田村 智子君
伊波 洋一君	武田 良介君
伊波 洋一君	仁比 聡平君
伊波 洋一君	山添 拓君
伊波 洋一君	伊波 洋一君

長峯 誠君	二之湯 智君	柳田 稔君	秋野 公造君	吉川 沙織君	蓮 舩君
二之湯 武史君	西田 昌司君	伊藤 孝江君	石川 博崇君	井上 哲士君	市田 忠義君
野上浩太郎君	野村 哲郎君	魚住裕一郎君	河野 義博君	岩渕 友君	紙 智子君
羽生田 俊君	長谷川 岳君	熊野 正士君	佐々木さやか君	吉良よし子君	倉林 明子君
馬場 成志君	橋本 聖子君	里見 隆治君	杉 久武君	小池 晃君	田村 智子君
林 芳正君	平野 達男君	高瀬 弘美君	竹内 真二君	大門実紀史君	武田 良介君
福岡 資麿君	藤井 基之君	竹谷とし子君	谷合 正明君	辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
藤川 政人君	藤木 眞也君	新妻 秀規君	西田 実仁君	山下 芳生君	山添 拓君
藤末 健三君	古川 俊治君	浜田 昌良君	三浦 信祐君	伊波 洋一君	糸数 慶子君
堀井 巖君	舞立 昇治君	宮崎 勝君	矢倉 克夫君		
牧野たかお君	松川 るい君	山口那津男君	山本 香苗君		
松下 新平君	松村 祥史君	山本 博司君	横山 信一君		
松山 政司君	丸川 珠代君	若松 謙維君	浅田 均君		
丸山 和也君	三木 亨君	東 徹君	石井 章君		
三原じゅん子君	三宅 伸吾君	石井 苗子君	片山 大介君		
水落 敏栄君	溝手 顕正君	片山虎之助君	儀間 光男君		
宮沢 洋一君	宮島 喜文君	行田 邦子君	清水 貴之君		
宮本 周司君	元榮太一郎君	高木かおり君	中山 恭子君		
森 まさこ君	森屋 宏君	藤巻 健史君	松沢 成文君		
柳本 卓治君	山下 雄平君	室井 邦彦君	山口 和之君		
山田 修路君	山田 宏君	平山佐知子君	薬師寺みちよ君		
山谷えり子君	山本 順三君	郡司 彰君	渡辺 喜美君		
吉川ゆうみ君	和田 政宗君				
渡辺 猛之君	渡邊 美樹君				
アノニオ猪木君	足立 信也君				
青木 愛君	伊藤 孝恵君				
石上 俊雄君	磯崎 哲史君				
大塚 耕平君	大野 元裕君				
川合 孝典君	木戸口英司君				
小林 正夫君	古賀 之士君				
櫻井 充君	榛葉賀津也君				
田名部匡代君	徳永 エリ君				
羽田雄一郎君	浜口 誠君				
浜野 喜史君	舟山 康江君				
増子 輝彦君	森 ゆうこ君				
森本 真治君	矢田わか子君				

令和元年五月三十一日 参議院会議録第二十二号 投票者氏名

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門三丁目 二番五号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一〇円	一八円